

令和 7 年度 若狭消防組合定期監査結果の公表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 199 条第 4 項の規定に基づき若狭消防組合の定期監査を実施しましたので、同法同条第 9 項の規定により定期監査の結果を公表します。

令和 7 年 10 月 22 日

若狭消防組合監査委員 横田 則孝

若狭消防組合監査委員 倉谷 明

1 定期監査の対象

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの若狭消防組合の財務に関する事務の執行について監査を行いました。

2 定期監査の実施日 令和 7 年 10 月 22 日（水） 例月出納検査終了後

3 提出を求めた資料

- （1）組織図、事務分掌表および消防隊編成表
- （2）所管しまたは業務上関連を有する財政支援団体等
- （3）補助金の交付状況
- （4）出納員その他の会計職員の任命状況
- （5）分担金納付表および共通経費分担金・分担率補正表
- （6）普通建設事業一覧表
- （7）財産に関する調書（本年度 9 月末現在）

4 実施した監査手続

- (1) 総括 監査の対象となった財務の事務の執行について、提出された資料および提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合その他通常実施すべき監査手続を実施しました。
- (2) 所管または業務上関連を有する財政支援団体等について、その概況および当該団体等に対する財政支援等の支出額その他当該団体等との関係を把握し、財政支援団体等の監査を実施することの必要性を検討した結果、監査の必要性は認められませんでした。
- (3) 出納員その他の会計職員の任命に関する書類を閲覧し、任命手続が適正に行われていること、また、その設置が事務の実情に合致していることを確かめました。
- (4) 分担金及び負担金 分担金について、分担金の徴収に関する決裁文書を閲覧し、徴収される者の範囲、徴収金額、徴収の方法等が、規約の定めるところに従って、適正かつ妥当であることを確かめました。
- (5) 使用料及び手数料 手数料について、手数料の徴収に関する基礎資料を閲覧し、徴収金額、徴収の方法等が、条例等の定めるところに従って適正かつ妥当であることを確かめました。
- (6) 繰越金 繰越金について、前年度の決算書と突合して確かめました。
- (7) その他の収入 その他の収入について、上記各収入の監査手続に準じて検証を行いました。
- (8) 給料等 給料等については出勤簿により職員の勤務管理が適切に行われていることを確認し、届出・認定による手当については届出書および認定簿で確認し、勤務実績による手当については当該勤務の命令に関する書類、勤務実績報告書と照合し、条例・規則の定めるところに従って、適法に支給されていることを確かめました。
- (9) 委託料 委託料については、契約書により委託業務の内容が適正であることを確かめました。
- (10) 負担金補助及び交付金 補助金については、交付決定の決裁書類を閲覧し、補助金の交付が予算のほか要綱等に従って行われていることを確かめました。
- (11) 備品購入費 普通建設事業備品の契約状況について、入札から契約までの一連の関係書類を閲覧し予算に従って執行されていることを確かめました。
- (12) その他の支出 上記以外の節に関する支出については、本年度各例月出納検査実施日において、適正に執行されていることを確かめました。

- (13) 地方債 地方債について、当年度の起債にかかる書類を閲覧し、その事務が適法に行われており、起債の目的、時期、金額、方法、借入先、利率、償還の方法が予算で定められたところに従って適法かつ適切であることを確かめました。
- (14) 公有財産 公有財産の状況について、財産に関する調書(本年度9月末現在)により確かめました。
- (15) 基金 関係帳簿および預金通帳を閲覧し、基金の積立て、運用、取崩し等が条例の定めるところに従って行われ、かつ、その収支が正確に記録され、基金が適切に管理されていることを確かめました。

5 定期監査の結果

監査対象期間における若狭消防組合の財務に関する事務については、上記のとおり細部にわたって監査を実施し検証した結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。

以上